

公告 第814号
令和8年1月19日

オムロン健康保険組合
理事長 南 和気
(公印省略)

組合規程一部変更の公告

下記のとおり組合規程の一部変更がありましたので公告します。

記

オムロン健康保険組合規程の一部を下記のとおり変更する。

被保険者証管理規程（廃止）
日帰り人間ドック利用細則
付加給付支給規程

(各規程を添付)

附 則

この規程は、令和7年12月2日から施行する。

公告期間 令和8年1月19日 ～ 令和8年2月2日

日帰り人間ドック利用細則

この細則は、健康診査等補助金支給規程（以下、「規程」という）の日帰り人間ドック利用手続等を定めるものとする。

人間ドックの予約業務を外部委託するにあたり、手順は下記のとおりとする。

- 1 委託業者との契約により指定された病院（以下「指定病院」という）の利用手続
指定病院の利用手続は次のとおりとする。
 - (1) 利用希望者は利用日の2週間前までに委託業者の健診予約代行サービスを通じて受診申込を行う。この申込で病院への予約と健康保険組合への補助金申請は完了する。
 - (2) 前号の申込のあったとき委託業者は利用希望者の受診資格を確認の上、指定病院へ連絡するものとする。
 - (3) 利用者は被保険者等記号番号を指定病院に提出して受診するものとする。
 - (4) 利用者は組合の負担額を差引いた金額を指定病院へ支払うものとする。
 - (5) 委託業者は指定病院からの請求をもとに次を添付のうえ組合負担額の請求書を組合へ提出する。
 - ・ 健診結果データ
- 2 委託業者との契約により指定していない病院（以下「指定外病院」という）の利用手続
指定外病院の利用手続は次のとおりとする。
 - (1) 利用希望者は利用日までに指定外病院へ予約をし、全額自己負担で受診する。
 - (2) 利用者は別に定める利用料請求書に所定事項を記入し、次の書類を添付の上、提出するものとする。
 - ・ 支払領収証（原本）
 - ・ 受診結果の写一式

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

この細則の改定は、平成30年4月1日から適用する。

（予約業務の外部委託にあたり、利用手続を変更）

この細則は、令和7年12月2日から適用する。（1(3)被保険者等記号番号）

オムロン健康保険組合付加給付支給規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第56条の規定に基づき附加給付の支給を行うに必要とする事項を定め、事務の適正と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。

(請求書様式)

第2条 付加給付の請求書の様式は、法定給付の様式を準用する。

(傷病手当付加金)

第3条 傷病手当付加金を請求する場合は、組合所定の様式に所要事項を記入し、次の各号の書類を添付して請求するものとする。

- (1) 被保険者の疾病又は負傷の発生したる年月日、原因、主症状、経過の概要及び労務不能の期間に関する医師又は歯科医師の意見書
- (2) 報酬に関する事業主の証明書

(延長傷病手当付加金)

第4条 延長傷病手当金付加金を請求する場合は、組合所定の様式に所要事項を記入し、次の各号の書類を添付して請求するものとする。

- (1) 被保険者の疾病又は負傷の発生したる年月日、原因、主症状、経過の概要及び労務不能の期間に関する医師又は歯科医師の意見書
- (2) 報酬に関する事業主の証明書

(分娩付加金)

第5条 分娩付加金若しくは配偶者分娩付加金を請求する場合は、組合の所定の様式に所要事項を記入のうえ、市町村長又は医師、助産婦において分娩の事実を証明した書類を添付して請求するものとする。

(育児手当付加金)

第6条 育児手当付加金若しくは配偶者育児手当付加金を請求する場合は、組合の所定の様式に所要事項を記入し請求するものとする。

(出産手当付加金)

第7条 出産手当付加金を請求する場合は、組合所定の様式に所要事項を記入し、次の各号の書類を添付して請求するものとする。

- (1) 労務に服さなかった期間に関する事業主の証明書
- (2) 分娩に関する医師又は助産婦の意見書

(埋葬料付加金)

第8条 埋葬料付加金若しくは埋葬費付加金又は家族埋葬料付加金を請求する場合は組合所定の様式に所定事項を記入し、**交付済の資格確認書**及びつぎの各号に掲げるもののう

ち一つを添付のうえ請求するものとする。

- (1) 市町村長の埋葬許可証若しくは火葬許可証の写
- (2) 死亡に関する事業主の証明
- (3) 死亡診断書若しくは死体検案書の写

2. 埋葬費付加金を請求する場合は、前項に掲げるもののほか埋葬に要した費用に関する証拠書類を添付すること。

(家族療養付加金・合算高額療養付加金)

第9条 家族療養付加金及び合算高額療養付加金の請求については、支払基金を経由する診療報酬明細書若しくは調剤報酬明細書又は事業主診療機関により請求される診療報酬明細書にかかる分については、当該明細書を組合で受領したとき、また療養費及び第2家族療養費にかかるものについては、法定給付の支給申請書を組合で受領したときにそれぞれ本人より請求があったものとみなす。

(請求方法)

第10条 付加給付は原則として法定給付の請求と同時に請求するものとする。

(添付書類の省略)

第11条 第3条から第10条までの添付書類については、法定給付の請求書に添付した場合は、これを省略することができる。

(支給時期)

第12条 付加給付は法定給付と同時に支給する。ただし延長傷病手当付加金は付加金のみとする。また、家族療養付加金及び合算高額療養付加金については毎月一回支給する。

(支払方法)

第13条 付加給付は現金送金又は銀行振込により支給する。ただし、家族療養付加金及び、合算高額療養付加金については、給料振込にて支給することができる。

附則

この規程は昭和54年4月1日から施行する。

この規程は規約の許可の日から施行し、昭和59年10月診療分から適用する。

この規程は昭和60年7月5日から施行する。(第7条の一部変更)

平成3年4月1日より第4条、第5条を1条繰り下げ、第6条から第11条までを2条繰り下げる。

この規程は平成3年4月1日から施行する。(第4条及び第7条)

この規程は平成3年10月1日から施行する。(第4条の一部変更)

この規程は令和4年6月6日から施行する。(第1条の一部変更)

この規程は令和7年12月2日から施行する。(第8条の一部変更)